

みどりの
食料シス
テム戦略

環境負荷低減の クロスコンプライアンス チェックシート解説書



—漁業経営体編—

Ver.1.0



MAFF
農林水産省

【 2024.1.26 作成 】

解説書の最新版は、
こちらを
ご確認ください。

<https://www.maff.go.jp/j/kanbo/kanryo/seisaku/midori/kurokon.html>



目次

	ページ
みどりの食料システムとは	1
環境負荷低減のクロスコンプライアンスとは	2
環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート（漁業経営体向け）	
ここをチェック！	
(1) 適正な施肥（※藻場の維持管理等のための施肥を行う場合）	5
①肥料の適正な保管	
②肥料の使用状況等の記録・保存に努める	
(2) 適正な防除（※養殖を行う場合）	6
③水産用医薬品の適正使用	
(3) エネルギーの節減	7
④漁船・機械等の電気・燃料の使用状況の記録・保存に努める	
⑤省エネを意識し、不必要・非効率なエネルギー消費をしないように努める	
(4) 悪臭及び害虫の発生防止	7
⑥悪臭・害虫の発生防止・低減に努める	
(5) 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分	8
⑦プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理	
⑧生餌給餌から配合飼料への転換もしくは給餌効率の向上等による給餌量削減を検討（※養殖を行う場合）	
(6) 生物多様性への悪影響の防止	9
⑨資源管理協定の遵守（※資源管理協定を締結している場合）	
⑩人工種苗生産技術が確立した魚種について、人工種苗使用の検討（※養殖を行う場合）	
⑪漁場改善計画の遵守（※漁場改善計画を策定している場合）	
(7) 環境関係法令の遵守等	10
⑫みどりの食料システム戦略の理解	
⑬関係法令の遵守	
⑭漁船等の装置・機材の適切な整備と管理の実施に努める	
⑮正しい知識に基づく作業安全に努める	
(参考) 環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート	11

＼ 農林漁業者・食品関連産業等の民間事業者、自治体の皆様へ ／

みどりの食料システムに向けて 環境にやさしい取組を はじめませんか？



令和4年に「みどりの食料システム法」が制定されました。

みどりの食料システムの実現には、法に基づく基本方針に沿って、すべての関係者が調達から生産、加工・流通の各段階で環境負荷の低減に取り組むことが重要です。そして、環境にやさしい農林水産物や食品の消費が広く行われるよう、国も消費者の理解醸成に取り組んでいきます。

調達

- 環境負荷低減に資する新たな技術や品種の研究開発
- 家畜排せつ物や食品残さ等の地域の未利用資源の活用
- 廃熱等の地域エネルギーの活用 など

生産

- 堆肥を用いた土づくり
- 化学肥料・化学農薬の使用低減
- 秋耕や中干し延長など水田メタン削減
- 施設園芸の省エネルギー化
- バイオ炭の施用
- 生分解性マルチの導入 など

消費

環境負荷低減の努力を消費者の選択につなげるため
温室効果ガス削減の効果を「見える化」してみませんか？



環境負荷低減に向けた 取組のポイント

加工流通

- 環境にやさしい農林水産物を用いた新たな商品の開発・需要の開拓
- 環境にやさしい農林水産物の流通コスト削減に向けた流通の合理化 など

環境負荷低減のクロスコンプライアンスとは

農林水産省の各種補助事業等において
持続可能な食料システムの構築に向けた
環境にやさしい農林漁業のために
必要な**最低限の取組**を要件化するものです。

みどりの食料システム法に基づく国的基本方針において示された
農林漁業に由来する環境負荷に
総合的に配慮するための基本的な取組

✓ 適正な施肥



✓ 適正な防除



✓ エネルギーの節減



✓ 悪臭・害虫の
発生防止



✓ 廃棄物の発生抑制
循環利用・適正処分



✓ 生物多様性への
悪影響の防止



✓ 環境関係法令
の遵守



環境負荷低減のクロスコンプライアンスの

チェックシートで、

環境にやさしい取組をはじめましょう！

環境負荷低減のクロスコントラクターズチェックシート（漁業経営体向け）

	申請時 (します)	(1) 適正な施肥	報告時 (しました)
①	□	※藻場の維持管理等のための施肥を行う場合 (該当しない □) 肥料の適正な保管	□
②	□	※藻場の維持管理等のための施肥を行う場合 (該当しない □) 肥料の使用状況等の記録・保存に努める	□

	申請時 (します)	(2) 適正な防除	報告時 (しました)
③	□	※養殖を行う場合 (該当しない □) 水産用医薬品の適正な使用	□

	申請時 (します)	(3) エネルギーの節減	報告時 (しました)
④	□	漁船・機械等の電気・燃料の使用状況の記録・ 保存に努める	□
⑤	□	省エネを意識し、不必要・非効率なエネルギー 消費をしないよう努める	□

	申請時 (します)	(4) 悪臭及び害虫の発生防止	報告時 (しました)
⑥	□	悪臭・害虫の発生防止・低減に努める	□

	申請時 (します)	(5) 廃棄物の発生抑制、 適正な循環的な利用及び適正な処分	報告時 (しました)
⑦	□	プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理	□
⑧	□	※養殖を行う場合 (該当しない □) 生餌給餌から配合飼料への転換もしくは給餌効率の向上等による給餌量削減を検討	□
	申請時 (します)	(6) 生物多様性への悪影響の防止	報告時 (しました)
⑨	□	※資源管理協定を締結している場合 (該当しない □) 資源管理協定の遵守	□
⑩	□	※養殖を行う場合 (該当しない □) 人工種苗生産技術が確立した魚種について、人工種苗使用を検討	□
⑪	□	※漁場改善計画を策定している場合 (該当しない □) 漁場改善計画の遵守	□
	申請時 (します)	(7) 環境関係法令の遵守等	報告時 (しました)
⑫	□	みどりの食料システム戦略の理解	□
⑬	□	関係法令の遵守	□
⑭	□	漁船等の装置・機材の適切な整備と管理の実施 に努める	□
⑮	□	正しい知識に基づく作業安全に努める	□

注 ※の記載内容に「該当しない」場合には□にチェックしてください。
この場合、当該項目の「申請時」・「報告時」のチェックは不要です。

※上記はひな形であり、各事業によりチェックする取組は異なる場合があるため、各事業の要綱・要領などでご確認ください。



ここをチェック！

チェックシートの各項目について、判断基準となる取組例をご紹介します。

判断基準となる取組例が複数ある項目は、いずれか1つ以上実践していればチェックしましょう。

(1) 適正な施肥



取組のポイント

- ☑ 栄養塩濃度を測定した上、必要な時期に、必要な量だけ施肥を行うことで、栄養分の流出や温室効果ガスの排出を削減するとともに、施肥のコスト削減にもつながります。

〈判断基準となる取組例〉



①肥料の適正な保管

※藻場の維持管理等のための施肥を行う場合

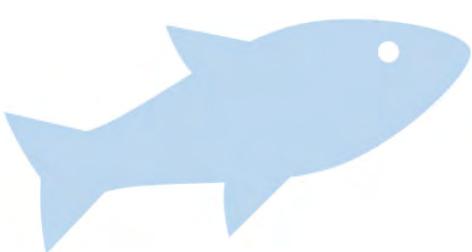
- ・肥料を直射日光や、雨や波のあたらない場所に保管する。
- ・保管場所を定期的に清掃する。
- ・肥料を地面に直置きしない。
- ・肥料袋に傷みがないか確認する。



②肥料の使用状況等の記録・保存に努める

※藻場の維持管理等のための施肥を行う場合

- ・肥料の使用状況を継続的に記録し、保管するように努める。
- ・記録の担当者・責任者を決めるように努める。





ここをチェック！

チェックシートの各項目について、判断基準となる取組例をご紹介します。

判断基準となる取組例が複数ある項目は、いずれか1つ以上実践していればチェックしましょう。

(2) 適正な防除



取組のポイント

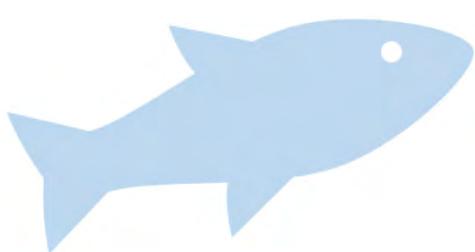
- 必要な時期に、必要な量だけ水産用医薬品を使用することで、他の生簀への流出や海水中の寄生虫・細菌等の薬剤抵抗性を防止するとともに、防除のコスト削減にもつながります。

〈判断基準となる取組内容〉

チェック

③水産用医薬品の適正な使用 **※養殖を行う場合**

- ワクチン開発がされている疾病にはワクチンの適正な使用に努めている。
- ラベルに記載されている使用方法、使用上の注意事項、被害防止方法等を確認する。
- ラベル表示に基づき、安全に作業を行うための服装（防除衣）や保護具を着用する。
- 水産用医薬品を使用する際は、環境への影響がないよう関係法令を遵守して適切に使用する。
- 薬剤を使用する場合には、器具内部に水産用医薬品が残らないよう防除器具を十分に洗浄するよう努める。
- 鍵のかかる保管庫に水産用医薬品を保存する等、適切に管理を行う。
- 水産用医薬品の使用状況を記録し、保管する。
- 記録の担当者・責任者を決める。





ここをチェック！

チェックシートの各項目について、判断基準となる取組例をご紹介します。

判断基準となる取組例が複数ある項目は、いずれか1つ以上実践していればチェックしましょう。

(3) エネルギーの節減



取組のポイント

- ☑ 必要な時期に、必要な量だけ電気・燃料を使用することで、温室効果ガスの排出を削減するとともに、エネルギーコストの低減につながります。

〈判断基準となる取組内容〉

チェックマーク

④漁船、機械等の電気・燃料の使用状況の記録・保存に努める

- ・漁船等で使用しているエネルギー（電気、燃料等）について、伝票の保存等に努める。
- ・漁船等で使用しているエネルギー（電気、燃料等）について、帳簿への記載により、使用量・使用料金の記録に努めている。

⑤省エネを意識し、不必要・非効率なエネルギー消費をしない

- ・不要な照明はこまめに消灯等を行う。
- ・陸上養殖を行う場合、必要以上の加温、保温を行わない等、適切な温度管理を行う。
- ・アイドリングストップ等を行い、効率的な機械の運転を行う。
- ・定期的にメンテナンスを行い、燃料効率を維持する。

(4) 悪臭及び害虫の発生防止



取組のポイント

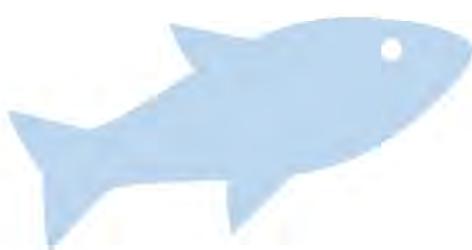
- ☑ 臭いや害虫の発生源を適切に管理することで、周辺住民等への影響を防ぎ、良好な関係構築につながります。

〈判断基準となる取組内容〉

チェックマーク

⑥悪臭・害虫の発生防止・低減に努める

- ・漁具の適切な管理に努める。
- ・水揚げした漁獲物のうち出荷を行わない魚やあら等の適切な管理・処分に努める。
- ・肥料の過剰施用の防止に努める。（藻場の維持管理等のための施肥を行う場合）
- ・養殖の場合、餌料の過剰給餌の防止に努める。





ここをチェック！

チェックシートの各項目について、判断基準となる取組例をご紹介します。

判断基準となる取組例が複数ある項目は、いずれか1つ以上実践していればチェックしましょう。

(5) 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分



取組のポイント

- 👉 廃プラスチックや漁業系廃棄物の発生抑制、再生利用による資源の有効活用により、温室効果ガスの排出や海洋汚染を抑制するとともに、処理コストの低減につながります。

〈判断基準となる取組内容〉

タビツク



⑦プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理

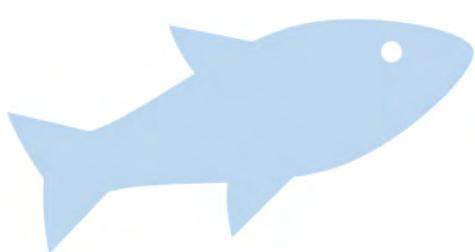
- ・漁業活動に伴い発生する廃棄物については産業廃棄物として適正に処分する。
- ・使用済みプラスチック類のリサイクル率を高めるために分別と異物除去に努める。
- ・ダンボール等古紙の再生利用、金属廃棄物の回収業の利用等を検討する。



⑧生餌給餌から配合飼料への転換もしくは給餌効率の向上等による給餌量削減を検討

※養殖を行う場合

- ・生餌から配合飼料への切り替えの推進に努める。
- ・魚の餌への食いつき具合などを観察しながら、適切な給餌量となるよう努める。
- ・適切な給餌量のマニュアル化を検討する。
- ・自動給餌機を活用し、給餌率の向上に努める。





ここをチェック！

チェックシートの各項目について、判断基準となる取組例をご紹介します。

判断基準となる取組例が複数ある項目は、いずれか1つ以上実践していればチェックしましょう。

(6) 生物多様性への悪影響の防止



取組のポイント

- 資源管理協定の遵守など適切な資源管理を実施することで生物への悪影響の防止につながります。

〈判断基準となる取組内容〉

チェックマーク

⑨資源管理協定の遵守 **※資源管理協定を締結している場合**

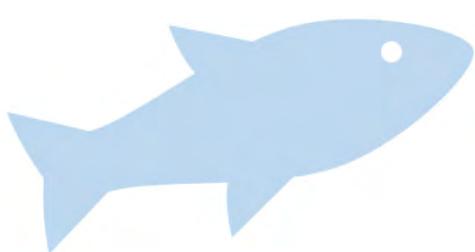
- 参加している資源管理協定の違反が認められない。

⑩人工種苗生産技術が確立した魚種について、人工種苗使用を検討 **※養殖を行う場合**

- 天然種苗から人工種苗への転換の推進に努める。

⑪漁場改善計画の遵守 **※漁場改善計画を策定している場合**

- 作成された計画に基づき養殖漁場の改善を図っている。





ここをチェック！

チェックシートの各項目について、判断基準となる取組例をご紹介します。

判断基準となる取組例が複数ある項目は、いずれか1つ以上実践していればチェックしましょう。

(7) 環境関係法令の遵守等

取組のポイント

- ☞ みどり戦略を通して環境負荷低減に関連する基本的な取組や、自らの経営に関連のある環境関連法令を確認しましょう。
- ☞ 作業手順や危険箇所の確認を心がけることで、より安全な作業環境の確保につながります。

〈判断基準となる取組内容〉

チェックマーク

⑫みどりの食料システム戦略の理解

- ・みどりの食料システム法の基本方針に示された、農林漁業に由来する総合的に配慮するための基本的な取組を理解する。
- ・「環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート解説書－水産経営体編－」に記載されているチェックの判断基準となる取組内容を理解する。

⑬関係法令の遵守

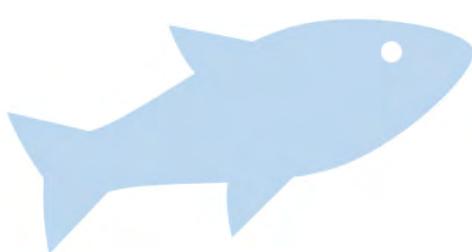
- ・自らの経営に関連する環境関係法令を遵守する。

⑭漁船等の装置・車両の適切な整備と管理の実施に努める

- ・漁船や機械等の日常点検・定期点検、整備の実施に努める。
- ・機械の清掃等、漁船や機械等の適切な保管に努める。

⑮正しい知識に基づく作業安全に努める

- ・日頃から作業手順等の確認、見直しに努める。
- ・行動範囲における危険箇所や海況について、海図や天気予報等を確認し、作業安全に努める。
- ・危険性が高いと感じた事象を、家族や従業員と共有する。



[参考] 農林水産業・食品産業等に関する 主な環境関連法令 ※(7)(13)関連

注：各事業ごとに、遵守すべき法令は異なることから、各事業の要綱・要領、仕様書などをご確認ください。

(1) 適正な施肥

- ・ 肥料の品質の確保等に関する法律
- ・ 農用地の土壤の汚染防止等に関する法律
- ・ 土壤汚染対策法

(昭和25年法律第127号)
(昭和45年法律第139号)
(平成14年法律第 53号)

(2) 適正な防除

- ・ 農薬取締法
- ・ 植物防疫法
- ・ 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律

(昭和23年法律第 82号)
(昭和25年法律第151号)
(昭和35年法律第145号)

(3) エネルギーの節減

- ・ エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律

(昭和54年法律第 49号)

(4) 悪臭及び害虫の発生防止

- ・ 家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律
- ・ 悪臭防止法
- ・ 森林病害虫等防除法

(平成11年法律第112号)
(昭和46年法律第 91号)
(昭和25年法律第 53号)

(5) 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分

- ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- ・ 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律
- ・ 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律
- ・ 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律

(昭和45年法律第137号)
(平成12年法律第116号)
(平成12年法律第100号)
(平成 7年法律第112号)

(6) 生物多様性への悪影響の防止

- ・ 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律
- ・ 水質汚濁防止法
- ・ 湖沼水質保全特別措置法
- ・ 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律
- ・ 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律
- ・ 合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律
- ・ 水産資源保護法
- ・ 持続的養殖生産確保法

(平成15年法律第 97号)
(昭和45年法律第138号)
(昭和59年法律第 61号)
(平成14年法律第 88号)
(平成19年法律第134号)
(平成28年法律第 48号)
(昭和26年法律第313号)
(平成11年法律第 51号)

(7) 環境関係法令の遵守等

- ・ 環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律
- ・ 労働安全衛生法
- ・ 環境影響評価法
- ・ 地球温暖化対策の推進に関する法律
- ・ 国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律
- ・ 土地改良法
- ・ 森林法
- ・ 漁業法

(令和 4年法律第 37号)
(昭和47年法律第 57号)
(平成 9年法律第 81号)
(平成10年法律第117号)
(平成19年法律第 56号)
(昭和24年法律第195号)
(昭和26年法律第249号)
(昭和24年法律第267号)

メモ

「みどりの食料システム戦略」KPIと目標設定状況

KPI		2030年 目標	2050年 目標
温室効果ガス削減	① 農林水産業のCO ₂ ゼロエミッション化(燃料燃焼によるCO ₂ 排出量)	1,484万t-CO ₂ (10.6%削減)	0万t-CO ₂ (100%削減)
	② 農林業機械・漁船の電化・水素化等技術の確立	既に実用化されている化石燃料使用量削減に資する電動草刈機、自動操舵システムの普及率:50% 高性能林業機械の電化等に係るTRL TRL 6:使用環境に応じた条件での技術実証 TRL 7:実運転条件下でのプロトタイプ実証 小型沿岸漁船による試験操業を実施	2040年技術確立
	③ 化石燃料を使用しない園芸施設への移行	加温面積に占めるハイブリッド型園芸施設等の割合:50%	化石燃料を使用しない施設への完全移行
	④ 我が国の再エネ導入拡大に歩調を合わせた、農山漁村における再エネの導入	2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、農林漁業の健全な発展に資する形で、我が国の再生可能エネルギーの導入拡大に歩調を合わせた、農山漁村における再生可能エネルギーの導入を目指す。	2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、農林漁業の健全な発展に資する形で、我が国の再生可能エネルギーの導入拡大に歩調を合わせた、農山漁村における再生可能エネルギーの導入を目指す。
	⑤ 化学農薬使用量(リスク換算)の低減	リスク換算で10%低減	11,665(リスク換算値)(50%低減)
環境保全	⑥ 化学肥料使用量の低減	72万トン(20%低減)	63万トン(30%低減)
	⑦ 耕地面積に占める有機農業の割合	6.3万ha	100万ha(25%)
	⑧ 事業系食品ロスを2000年度比で半減	273万トン(50%削減)	
食品産業	⑨ 食品製造業の自動化等を進め、労働生産性を向上	6,694千円/人(30%向上)	
	⑩ 飲食料品卸売業の売上高に占める経費の縮減	飲食料品卸売業の売上高に占める経費の割合:10%	
	⑪ 食品企業における持続可能性に配慮した輸入原材料調達の実現	100%	
	⑫ 林業用苗木のうちエリートツリー等が占める割合を拡大 高層木造の技術の確立・木材による炭素貯蔵の最大化	エリートツリー等の活用割合:30%	90%
林野	⑬ 漁獲量を2010年と同程度(444万トン)まで回復	444万トン	
	⑭ ニホンウナギ、クロマグロ等の養殖における人工種苗比率	13%	100%
	養魚飼料の全量を配合飼料給餌に転換	64%	100%
水産			

